

令和3年9月27日開催の企画研修『BCP（事業継続計画）作成のポイント』で行いましたWebアンケートにてご質問をいただきましたので回答いたします。

*質問部分については一部抜粋して掲載しております。

Q1. 災害マニュアルとBCPとの違いについて、うまく理解できなかつたように感じています。災害時マニュアル＝危機対応、BCP＝減災・リカバリー対応とその準備、という理解で良いのでしょうか？

A1. (講師回答)

- ・災害（対策）マニュアルは、発災時の初動対応手順として策定し実践いただくものです。
- ・BCP（事業継続計画）は、災害等が発生し、事業の継続が困難と見込まれると判断した際に予め定めておいた計画を実行に移す＝発動するもので、その発動基準も予め想定しておくことが重要です。

Q2. 災害時、事業所だけでなく自身も被災した時に利用者の方に対して適切な対応ができるのか、不安に思います。

A2. (講師回答)

- ・災害時の初動対応基準は、ご自身やその家族が息災（無事）であることが前提です。万が一、ご自身や家族が被災されたとしても時間の経過とともに、仕事に時間を割くことが出来ると判断（これはご自身で判断いただくこととなります）された場合、業務に復帰いただくこととなります。
- ※災害の規模や復旧状況の見込みにより、判断基準はまちまちですので、過去に起こった災害事例を基に”これくらいならばこうする”等シミュレーションをしておくことがポイントです。

Q3. 災害対応マニュアルとBCPの違いが分かりにくく、インターネット上で静岡県や他のnpoが策定されたものを見ることができますが、違いがはっきりしていません。現在当法人ではきちんとした災害マニュアルがないのですが、その場合はまずマニュアルを作るところから始めてそれからBCPとなるのでしょうか？

A3. (講師回答)

- ・①の回答をご参照ください。

Q4. 作成や見直しの中心的役割は私(管理者)であると思いますが、専門家でもない、私(管理者)が行うことは問題ないのか不安があります。

A4. (講師回答)

・実際災害が起こった際の初動対応は専門家も警察も消防も役所もその場でタイムリーに具体的な指示をしてくれることは無いということが前提です。

またここ数年の災害、特に豪雨災害時に報道等によく耳にする「自ら命を守る行動をとってください!」は、自身で判断することを示唆します。

現場の事を一番よく理解されている管理者やスタッフが日常の業務を災害が起こっても優先順位を定めて継続的に行うための身の丈にあった計画を立ててください。BCP策定の骨子は研修で案内したガイドラインとBCPの雛型を基に策定いただくことをおすすめします。見直しのポイントはシミュレーションを作成したBCPにそって実践してみても実態と合わないところを修正することが現実的で合理的な対応です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

Q5. 資料 30 ページ、33 ページの代替訪問や休止による事業者間連携などを構築する時、個人情報の取扱いに関する同意等は予め取得しておくべきでしょうか? (長野県訪問看護では取得しているようですが)。有事になってから代替訪問を説明することから始めると、対応が後手に回るようなイメージがあります。

A5. (講師回答)

・既に「地域包括型BCP」が機能している地域では、予め個人情報に関する同意をとるところまで進んでいます。京都の各地域で実際予め同意を取る必要があるか?となると現実的な事前の対応としてはその手前のステップとして、地域の他の事業所との「連携協定書」を締結するや合同シミュレーションを実施する等の実践を行い、平時の取り組みをご利用者・家族の理解を得た上で同意いただく等が現実的な進め方と考えます。

尚、災害が発生した際に災害救助法が適用される規模の状況では、超法規的な措置が取られるため、結果的には個人情報保護よりも生命の安全が優先されるため、個人情報には配慮をしつつも同意が無くても対応を行うこととなります。

Q6. 地域差がある場合は、今後どのように対応したら良いかを伝授して頂けると幸いです。圏域での交通事情等を考えると、なかなか計画策定に悩んでしまいます。

A6. (講師回答)

・地域差は特徴と捉えて計画を策定することになりますが、例えば施設へ行くには道路が

1本だけの場合、その道路が寸断された場合、施設は孤立することになります。孤立した時のことを想定して計画を立てる等が重要になります。また、過去の災害発生事例を紐解くと、具多的にどのような被害があったかが垣間見ることが出来、具体的なイメージがしやすくなりますので、その地域の歴史を知ることが大切です。地域の図書館や役所には過去の災害の記録がありますので一度確認されることをおすすめいたします。

Q7. 東日本大震災の事例なども併せてお話を開けるとよかったです。例えば給付管理はどうか？連絡（電話）や移動手段が絶たれていた時に現場はどう対応していたか？

A7.（講師回答）

- ・機会があれば、当会として企画出来ればと思います。また、地域性も考慮して、ブロック単位での研修企画等も視野に入れて検討いただきお声掛けいただければ、お力になれることもあると思います。

<参考>

2020年7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨の際に厚労省から出された特例措置文書

●<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000649152.pdf>（令和2年7月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について 2020/7/14）

●<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000646964.pdf>（令和2年7月3日からの大雨による災害における介護報酬等の取扱いについて 2020/7/6）

Q8. 連携型 BCP、地域包括型 BCP 策定に向けて、災害図上訓練を地域の事業所や、地域住民を交えて開催したいと考えているのですが、正式な開催方法などレクチャーしてくれるところなんていうのがあればお聞きしたいです。

A8.（講師回答）

- ・具体的に知っている訳ではありませんが、地域包括や消防署と連携して企画をするのが一番現実的な研修となるのでは無いでしょうか？消防署の方も地域の方をお呼びするのであれば協力していただければと思います。

（災害対策委員会）

- ・今年度の研修については、内容を含めて検討しています。
なお、日本協会において災害支援ケアマネジャーの養成研修も開催を検討されているところではあります。

Q9. 連携型や地域包括型の場合、平時にはどのような連携や協定を結び、有事は実際にどう動けばよいのでしょうか。

A9. (講師回答)

- ・連携協定の雛型については、地域によっては消防署が間に入って三者協定を結ぶ機会もありますし、どの範囲、どの業種にもよりますので、ケースバイケースかと思えます。
- 例) 新型コロナウイルス感染症が施設で発症した場合の職員の協力体制について協定書を結んでいるケースがありますが、このケースの協定者は、京都府、京都市、京都府介護老人保健施設協会、京都府老人福祉施設協議会、京都市老人福祉施設協議会の5者で職員の融通をする仕組みが昨年度できています。既に発動事例もございます。